

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】環境政策課・環境企画係

個人情報ファイルの名称	新エネルギー機器導入促進奨励金申請一覧	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	新エネルギー機器導入促進奨励金の交付状況確認のため	
記録項目	1 申請年度、2 受付日、3 郵便番号、4 住所（申請時）、5 住所（地番修正後）、6 氏名、7 電話番号、8 処理月、9 導入機器、10 購入日、11 購入額（設置費）、12 交付額（機器別）、13 交付額（合計）	
記録範囲	新エネルギー機器導入促進奨励金交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	袋井市財政部納税課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市総務課	
	（所在地）〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】環境政策課・環境衛生係

個人情報ファイルの名称	畜犬管理システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	畜犬及び所有者情報を管理するため	
記録項目	1 登録年度、2 登録番号、3 登録年月日、4 所有者住所、5 世帯番号、6 地区、7 所有者氏名、8 電話番号、9 犬の名前、10 犬の種類、11 犬の生年月日、12 犬の毛色、13 犬の性別、14 分類、15 マイクロチップ I D、16 転入日、17 転出日、18 死亡日、19 引取日、20 不明日、21 抹消日、22 予防注射接種記録	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務課	
	(所在地) 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 31 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】環境政策課・環境衛生係

個人情報ファイルの名称	汎用調定・収納消込（永代使用料・墓地管理料）	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	墓地管理料の収納を管理するため	
記録項目	1 墓地所有者氏名、2 所有者生年月日、3 所有者性別、4 所有者住所、5 宛名番号、6 旧自治体、7 班、8 世帯番号、9 調定年度、10 通知書番号、11 管理人、12 管理人氏名、13 墓地番号、14 開始日、15 終了日、16 調定額、17 収納額、18 口座番号、19 送付先情報	
記録範囲	墓地の所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム、宛名管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市総務課	
	（所在地）〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】環境政策課・環境衛生係

個人情報ファイルの名称	墓所使用者台帳	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	墓所の使用者・使用状況を管理するため	
記録項目	1 墓所様式、2 墓所番号、3 墓所使用許可日、4 墓所使用者氏名、5 郵便番号、6 住所、7 電話番号、8 携帯電話番号、9 本籍地、10 届出書類、11 届出日、12 届出内容、13 被埋蔵者氏名、14 使用者との関係、15 性別、16 死亡年月日、17 埋蔵届出日	
記録範囲	墓地の使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務課	
	(所在地) 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】環境政策課・環境衛生係

個人情報ファイルの名称	墓所使用者管理一覧表	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部環境政策課	
個人情報ファイルの利用目的	墓所の使用者・使用状況を管理するため	
記録項目	1 墓所様式、2 墓所番号、3 墓所使用者氏名、4 墓所使用者個人番号、5 郵便番号、6 住所、7 電話番号、8 携帯電話番号、9 本籍地、10 許可申請日、11 ふるさと納税利用額、12 許可年月日、13 許可番号、14 永代使用料納付日、15 許可証送付年月日、16 口座振替提出日、17 申請書類情報、18 送付先情報、19 備考、20 申請年月日、21 住所自治体	
記録範囲	墓地の使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務課	
	(所在地) 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日